

### 貴重な歴史資料の収集

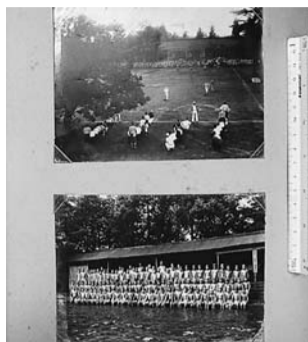
市では、小金井由来で歴史的価値のある貴重な文書や写真・陶磁器等を集めています。心当たりのある方はご家庭で廃棄する前に、ご相談ください。

生涯学習課文化財係 (☎042-387-9879)

【実際に市民の方から提供いただいた資料の例】



小金井桜関係



学校・地域の写真

## みんなのひろば

男女平等社会をめざして

3月8日は、国際女性の日

国際女性の日は、国際婦人年である昭和50年3月8日に国連で実施され、その後、昭和52年の国連総会で議決されました。国や民族、言語、文化、経済、政治の壁に関係なく、女性が達成してきた成果を認識する日であり、全世界の多くの国々で記念行事が行われます。



今年テーマは、「持続可能な明日に向けて、ジェンダー平等をいま」です。このテーマは、すべての人にとって、より持続可能な未来を築くため、気候変動への適応・緩和・対応策を主導している世界中の女性と女性の貢献を認識し評価するものです。

企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-98053)

### 10月1日から

## 医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が「1割」「2割」「3割」の3区分となります

後期高齢者医療保険

自己負担割合の見直しについて＝都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター (☎0570-086-519)、市保険年金課高齢者医療係 (☎042-387-9834)、制度見直しの背景等について＝後期高齢者医療の窓口負担割合に関する厚生労働省コールセンター (☎0120-002-719)

現行の「1割」または「3割」に新たに「2割」が追加され、3区分となります。

### 判定方法

令和3年中の課税所得や年金収入等をもとに、世帯単位で判定します。10月1日以降の自己負担割合については8月下旬以降に決定します。

### 自己負担割合が「2割」となる方への負担軽減

10月1日からの3年間、自己負担割合が「2割」となる方の、急激な自己負担額の増加を抑えるため、外来診療の負担増加額の上限が1か月当たり最大3,000円となります。上限額を超えて支払った金額は高額療養費として、後日支給します。

例 自己負担割合1割のときに5,000円の負担だった場合  
2割となると10,000円の負担となり負担増加額は5,000円  
➡負担増加額の上限は3,000円のため、これを超えて負担した2,000円は、高額療養費として後日支給

